

第九四回

参第六号

特定湖沼環境保全特別措置法（案）

（目的）

第一条 この法律は、湖沼の環境を整備し、及び保全することがその有する機能の維持増進を図る上で欠くことのできない条件であることにかんがみ、環境の破壊が進行している公益上重要な湖沼について、特定湖沼環境保全計画を策定し、その実施を推進する等の特別措置を講ずることにより、湖沼の良好な環境の形成を図り、もつて健康で文化的な国民生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定湖沼環境保全計画」とは、第四条の規定により指定された特定湖沼の機能の維持増進を図るため必要な当該特定湖沼の環境の整備及び保全に関する計画をいう。

2 この法律において「水質環境基準」とは、公害対策基本法（昭和四十二年法律第百三十二号）第九条第一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準をいう。

3 この法律において「公共用水域」又は「特定施設」とは、それぞれ水質汚濁防止法「昭和四十五年法律第百三十八号」第二条第一項又は第二項に規定する公共用水域又は特定施設をいう。

（環境調査）

第三条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内にある湖沼で公益上重要な機能を営んでいると認められるものについて、総理府令で定めるところにより、環境調査を行うものとする。

（特定湖沼の指定）

第四条 内閣総理大臣は、環境が破壊され、又は破壊されるおそれがある湖沼のうち、公益上一体的かつ総合的に環境を整備し、及び保全する必要があると認められる湖沼を特定湖沼として指定することができる。

2 前項の指定は、湖沼の自然的条件及びその有する機能並びにその周辺地域における人口、産業、土地利用等の現況及び将来の見通しを勘案して、指定するものとする。

3 都道府県知事は、第一項の要件に該当すると認められる湖沼があるときは、特定湖沼の指定について、内閣総理大臣に対し、その旨の申出をすることができる。

4 内閣総理大臣は、特定湖沼を指定しようとするときは、関係都道府県知事及び湖沼環境保全審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（特定湖沼環境保全計画の内容）

第五条 特定湖沼環境保全計画には、当該特定湖沼に係る水質環境基準、当該特定湖沼が有すべき機能、その周辺地域の人口及び産業の規模その他当該特定湖沼の環境を整備し、

及び保全する上で基本となるべき指標を定めるとともに、次に掲げる事項で必要なものを定めるものとする。

- 一 産業排水の規制に関する事項
- 二 農業排水に係る水質の汚濁の防止に関する事項
- 三 特定湖沼の富栄養化の防止に関する事項
- 四 特定湖沼環境保全区域の設定に関する事項
- 五 下水道、し尿処理施設等の整備に関する事項
- 六 しゅんせつ、導水その他特定湖沼の浄化に関する事項
- 七 特定湖沼又はその水辺の風致、景観又は自然環境の維持及び野生動植物の保護に関する事項
- 八 特定湖沼又はその水辺に設けられる公園の保護又は利用のための施設の整備に関する事項
- 九 特定湖沼の周辺地域の森林の整備に関する事項
- 十 特定湖沼の利用の適正化に関する事項
- 十一 その他特定湖沼の環境の整備又は保全に関する事項
(特定湖沼環境保全計画の策定)

第六条 特定湖沼環境保全計画は、内閣総理大臣の指示に基づき、都道府県知事が定める。

- 2 都道府県知事は、特定湖沼環境保全計画の案の作成につき必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 都道府県知事は、特定湖沼環境保全計画を決定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴くとともに、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、湖沼環境保全審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 都道府県知事は、特定湖沼環境保全計画を決定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを関係市町村に送付するとともに、公表しなければならない。
(汚濁負荷量の総量の削減)

第七条 内閣総理大臣は、水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の排水基準のみによつては水質環境基準の確保が困難である特定湖沼についても、同法第四条の二第一項の総量削減基本方針を定めることができる。この場合においては、同項中「人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域（湖沼及びほとんど陸岸で囲まれている海域に限る。）であり、かつ」とあるのは、「特定湖沼のうち」とする。

(特定施設の設置の許可制)

第八条 都道府県は、特定湖沼の水質の汚濁を防止するため特に必要があるときは、特定施設の設置について、条例で、水質汚濁防止法の届出制に係る規制に代えて、許可制に

係る規制を定めることができる。

(富栄養化原因物質の削減)

第九条 環境庁長官は、特定湖沼の富栄養化による生活環境に係る被害の発生を防止するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事に対し、公共用水域に排出される物質で当該特定湖沼の富栄養化の原因となるものの削減に関し、総理府令で定めるところにより、削減すべき物質(以下「指示物質」という。)、削減の目標、目標年度その他必要な事項を示して、富栄養化原因物質削減指導方針(以下「指導方針」という。)を定めるべきことを指示することができる。

- 2 指導方針においては、指示物質の削減の指導を行う地域、発生源別の削減目標量、その他指示物質の削減の指導に関し必要な事項を定めるものとする。
- 3 都道府県知事は、指導方針を定め、又は変更しようとするときは、総理府令で定めるところにより、前項の事項を環境庁長官に報告しなければならない。
- 4 都道府県知事は、指導方針を定め、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

第十条 都道府県知事は、前条第二項の地域において指示物質を公共用水域に排出する者に対し、指導方針に従い、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

第十一条 都道府県知事は、前条の指導、助言又は勧告をするため必要があると認めるときは、第九条第二項の地域において事業活動に伴つて指示物質を公共用水域に排出する者に対し、汚水又は廃液の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(特定湖沼環境保全区域)

第十二条 都道府県は、条例で定めるところにより、特定湖沼の環境を保全するため特に必要があると認められる区域を特定湖沼環境保全区域として指定し、かつ、当該区域内における工作物の設置、木竹の伐採、土砂の採取、水面の埋立てその他の行為について、必要な規制を定めることができる。

- 2 都道府県が前項の規定に基づき条例を定めた場合における国の機関が行う行為に関する特例については、政令で定める。

(実地調査)

第十三条 都道府県は、条例で、特定湖沼環境保全区域の指定又は変更に関し実地調査のため必要がある場合に、都道府県知事とその職員をして他人の土地に立ち入らせ、又は標識の設置その他の行為をさせることができる旨を定めることができる。

(損失の補償)

第十四条 都道府県は、第十二条第一項の規定に基づく条例の規定による処分又は前条の規定に基づく条例の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(土地の買入れ)

第十五条 都道府県は、特定湖沼環境保全区域内の土地で特定湖沼の環境の保全上必要があると認めるものについて、当該土地の所有者から第十二条第一項の規定に基づく条例の規定による処分によつてその土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより当該土地を都道府県において買い入れるべき旨の申出があつた場合においては、当該土地を買い入れるものとする。

2 前項の規定による買入れをする場合における土地の価格は、時価によるものとする。
(買い入れた土地の管理)

第十六条 都道府県は、前条の規定により買い入れた土地については、この法律の目的に適合するように管理しなければならない。

(行為の禁止又は制限に関する他の法律の適用)

第十七条 第十二条第一項の規定は、自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）、都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）その他の法律（これらに基づく命令を含む。）の規定の適用を妨げるものではない。

(公害等調整委員会の裁定)

第十八条 第八条又は第十二条第一項の規定に基づく条例の規定による都道府県知事の処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができる旨を教示した場合に準用する。

(特定湖沼環境保全基金)

第十九条 都道府県は、第十五条の規定による土地の買入れ及び特定湖沼の環境の維持管理のため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金として、特定湖沼環境保全基金を設けることができる。

(財政上の援助等)

第二十条 国は、特定湖沼環境保全計画に基づく事業を実施する者に対し、財政上の援助、必要な資金の確保、融通又はあつせんその他の援助に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)

2 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号に次のように加える。

ワ 特定湖沼環境保全特別措置法（昭和五十六年法律第 号）第十八条第一項

第四十五条第一項中「左に」を「次に」に、「基く」を「基づく」に、「都市緑地保
全法」を

「 都市緑地保全法
特定湖沼環境保全特別措置法 」

に改め、同条に次の二項を加える。

8 第一項の規定により特定湖沼環境保全特別措置法に基づく条例の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、裁定で、特定湖沼の環境を保全するために必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。

9 前項の規定により特定湖沼の環境を保全するために定められた事項は、特定湖沼環境保全特別措置法に基づく条例の規定の適用については、許可に付せられた条件とみなす。

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第十六号の六の次に次の一号を加える。

十六の七 特定湖沼環境保全特別措置法(昭和五十六年法律第 号)の施行に関すること。

第十五条第一項の表歴史的風土審議会の項の次に次のように加える。

湖沼環境保全審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて湖沼の環境の整備及び保全に関する重要事項を調査審議すること。
-----------	---

理 由

湖沼の機能の維持増進上良好な環境形成が不可欠の条件であることにかんがみ、特定湖沼環境保全計画の策定、その実施の推進等の特別措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、約五百万円の見込みである。